

上田市地域防災計画【原子力災害対策編】

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 計画作成の趣旨.....	2
第2節 防災の基本方針.....	4
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱.....	5
第2章 災害に対する備え.....	7
第3章 災害応急対策.....	9
第1節 基本方針.....	10
第2節 情報の収集・連絡活動.....	11
第3節 活動体制.....	12
第4節 モニタリング等.....	13
第5節 健康被害防止対策.....	14
第6節 住民等への的確な情報伝達.....	15
第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動.....	16
第8節 緊急輸送活動.....	18
第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等.....	19
第10節 県外からの避難者の受入れ活動.....	20
第4章 災害からの復旧・復興.....	21
第5章 核燃料物質等輸送事故災害への対応.....	23

平成 3 1 年 3 月一部修正
令和 3 年 3 月一部修正
令和 4 年 3 月一部修正
令和 5 年 3 月一部修正
令和 6 年 3 月一部修正
令和 7 年 3 月一部修正

第 1 章 総 則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、市、県、防災関係機関、原子力事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

第2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- 7 「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティの方等、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

第3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、上田市防災会議が作成する「上田市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力事業所から概ね半径5Km）」及び「緊急防護措置を準備する区域」（原子力事業所からおおむね半径30km圏内）にも上田市は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な

被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

第2節 防災の基本方針

県からの原子力災害に関する情報収集、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 上田市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

4 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市及び県が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

処理すべき事務又は業務の大綱
ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること イ 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び長野県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること（県） ウ 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること（県） エ 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること（県） オ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること カ 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること キ 健康被害の防止に関すること ク 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること ケ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること コ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること サ 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること（県） シ 汚染物質の除去等に関すること ス その他原子力防災に関すること

2 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務

処理すべき事務又は業務の大綱
（東京電力(株)、中部電力(株)等） ア 原子力施設の防災管理に関すること イ 従業員等に対する教育、訓練に関すること ウ 関係機関に対する情報の提供に関すること エ 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること オ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること キ 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること ク 汚染物質の除去に関すること

第 2 章 災害に対する備え

放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3章に掲げる応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平常時から準備するほか、以下の対応を行う。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

第1 モニタリング等

市及び県は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

第2 屋内退避、避難誘導等の防護活動

- 1 市は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。
- 2 市は、施設管理者の同意を得て放射線の防護効果の高いコンクリート建家を退避所又は指定避難所とするよう努める。

第3 健康被害の防止

市及び県は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

第4 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには平常時から原子力災害や放射能に対する正しい理解を深めることが重要であることから、市、県及び原子力事業者は、住民等に対し必要に応じて次に掲げる項目等の原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力災害とその特殊性に関すること
- 3 放射線防護に関すること
- 4 県等が講じる対策の内容に関すること
- 5 屋内退避、避難に関すること
- 6 原子力災害時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

第5 原子力防災に関する訓練の実施

市及び県は、必要に応じて原子力防災に関する訓練を実施する。

第 3 章 災害応急対策

第1節 基本方針

放射性物質の拡散又は放射線の影響から、市民の生命、身体、財産を保護するため、市、県、防災関係機関はできる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

第2節 情報の収集・連絡活動

(全部局)

第1 情報の収集及び連絡体制の整備

- 1 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が市域及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、市は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- 2 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市及び県は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市及び県が行う応急対策について協議する。
- 3 市は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

第2 通信手段の確保

市及び県は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。

第3節 活動体制

(全部局)

第1 市の活動体制

1 警戒本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

イ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 組織

本部長：市長、副本部長：副市長、本部員：関係部局長等

(3) 所管事務

指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。

(4) 警戒本部の廃止

概ね次の基準による。

ア 災害対策本部が設置されたとき。

イ 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれがなくなったと認めたとき。

2 災害対策本部の設置

(1) 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。

イ その他市長が必要と認めたとき。

(2) 組織

上田市災害対策本部条例及び上田市地域防災計画に定めるところによる。

本部長：市長、副本部長：副市長、本部員：全部局長等

(3) 所管事務

上田市地域防災計画に定める本部組織の分掌事務及び同計画に定める事務、並びに本編第4章以降の活動を行う。

(4) 災害対策本部の廃止

概ね次の基準による。

ア 市内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

イ 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

第4節 モニタリング等

(環境衛生班、関係部局)

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

第1 災害時のモニタリング

市は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

第2 放射性物質濃度の測定

市は、必要に応じて放射性物質濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。

第5節 健康被害防止対策

(健康こども未来対策部)

第1 健康被害防止対策の実施

市及び県は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

第6節 住民等への的確な情報伝達

(広報・対外調整班、関係部局)

第1 住民等への情報伝達活動

市及び県は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報に当たっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県や国、原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。また、市のホームページ、メール配信サービスのほか、ツイッター等のソーシャルメディア、臨時災害放送局等、多角的な情報の発信を行う。

第2 住民等からの問い合わせに対する対応

市及び県は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

第7節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(統括本部室、消防対策部、福祉対策部、健康こども未来対策部)

第1 屋内退避及び避難誘導

1 市及び県は、市内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

- (1) 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道
- (2) 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動
- (3) 消防本部の広報車等による広報活動
- (4) 市の防災行政無線や広報車等による広報活動
- (5) 市教育委員会等を通じた小中学校への連絡
- (6) 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動
- (7) インターネット、ホームページ、メール配信サービスのほか、ソーシャルメディア、臨時災害放送局等、多角的な情報提供

2 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。

- (1) 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。
- (2) 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。
- (3) 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。
- (4) 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。
- (5) 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和5年11月1日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※3の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転※4させるための基準	20 μ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施

- ※1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。
- ※2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

第2 広域避難活動

- 1 市域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。
県は、必要に応じて避難先及び輸送ルートの調整を行う。
- 2 市は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- 3 市からの要請に基づき避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- 4 鉄道会社、路線バス会社等は、市、県と連携し、避難者の輸送を行う。
- 5 自衛隊は、市及び県と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。
- 6 市及び県は、必要に応じて、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

第3 屋内退避又は避難を指示等した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

県は、市長が屋内退避又は避難を指示等した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう関係機関に要請し、市はこれに協力する。

第8節 緊急輸送活動

(公有財産管理班、福祉対策部、土木班、建築班)

第1 緊急輸送活動

1 緊急輸送体制の確立

- (1) 市及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要に応じて県はこれの調整を行う。
- (2) 市は、人員、車両等に不足が生じたときは、次表の関係機関に県を通じ支援を要請する。

輸送内容	関係機関
モニタリング要員 各種資機材	(社)長野県トラック協会 警察本部(緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊
避難住民等	(公益社団)長野県バス協会 警察本部(緊急輸送道路の確保、車両の先導等) 自衛隊

第2 緊急輸送のための交通路確保

県公安委員会は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、交通規制を実施するとともに交通情報の提供を行う。

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報、その他警察が保有する手段等により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家及び緊急事態応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関して、適切に対応する。

第9節 飲料水・飲食物の摂取制限等

(上下水道対策部、救護対策部、福祉対策部、学校保健給食班)

第1 飲料水、飲食物の摂取制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

第2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

第3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対 象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種：I-131）
飲料水	300ベクレル／キログラム以上
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、 穀類、肉、卵、魚、その他	2,000ベクレル／キログラム以上

(「原子力災害対策指針（令和5年11月1日）」)

対 象	放射性セシウム
飲料水	10ベクレル／キログラム以上
牛乳	50ベクレル／キログラム以上
一般食品	100ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50ベクレル／キログラム以上

(厚生労働省省令及び告示より)

第10節 県外からの避難者の受入れ活動

(施設所管部局、総括本部班、総務企画班)

第1 避難者の受入れ

1 緊急的な一時受入れ

市は、市の有する施設を一時的な避難所として、当分の間提供する。

なお、受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

また、市は、県から市有施設を避難所として設置するよう要請があった場合は、これに協力する。

2 短期的な避難者の受入れ

被災自治体から県を通じ避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に、市の施設で対応する。

市の施設による受入れが困難な場合、県と協議の上、市内の旅館・ホテル等を県が借り上げて、避難所とする。

3 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れ

避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。

民間賃貸住宅を県が借り上げ、2年間を限度に応急仮設住宅として提供する。

長期的に市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

第2 避難者の生活支援及び情報提供

1 市及び県は、避難元都道府県等と連携し、市内に避難を希望する避難者に対して、住まい、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

2 市及び県は、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町村からの避難者支援に関する情報を提供する。

第 4 章 災害からの復旧・復興

市、県、国、及び原子力事業者は、相互に連携しながら、必要な復旧・復興対策を講じる。

第1 放射性物質による汚染の除去等

市及び県は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。また、事故由来放射性物質を放出した原子力事業者は、環境の汚染への対処に関し、誠意をもって必要な措置を講ずる。

第2 その他災害後の対応

- 1 市及び県は、災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。
- 2 市及び県は、関係機関と協力してモニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。
- 3 市及び県は、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響軽減のため、国、関係団体等と連携し、かつ報道機関等の協力を得て、農林水産業、地場産業等の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を行う。
- 4 市及び県は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

第 5 章 核燃料物質等輸送事故災害への対応

核燃料物質等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第2章 災害に対する備え」「第3章 災害応急対策」「第4章 災害からの復旧・復興」を準用する。

第1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物質等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- 1 県、警察及び消防機関に対する迅速な報告・通報
- 2 消火・延焼防止
- 3 立入禁止区域の設定
- 4 避難のための警告
- 5 汚染の拡大防止及び除去
- 6 放射線の遮蔽
- 7 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置

第2 警察及び消防機関の対応

- 1 警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、警察は、県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。
- 2 消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防機関の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、市、防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。